

令和7年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第5日目（令和7年3月21日）

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において1番能登直樹さん、7番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件、条例・予算等審査特別委員会、委員長より報告1件、女鹿議員からの意見書案1件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

議 案 第 2 1 号

○議長（本田加津子君） 日程第3 議案第21号歌志内市森林整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君）　－登壇－

改めまして、おはようございます。

それでは、議案第21号歌志内市森林整備基金条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に定められた使途に充てることを明確に規定するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市森林整備基金条例の一部を改正する条例。

歌志内市森林整備基金条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第1条は、設置の規定でございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に定められた使途に充てることを明確に規定するため、関係条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

報 告 第 2 号

○議長（本田加津子君）　日程第4　報告第2号議案第3号歌志内市学校教職員住宅に関する条例の制定について、議案第6号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号令和7年度歌志内市一般会計予算、議案第16号令和7年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第17号令和7年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号令和7年度歌志内市病院事業会計予算、議案第19号令和7年度歌志内市下水道事業会計予算、以上、令和7年3月11日条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について特別委員会委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（山崎瑞紀君） 一登壇一

報告第2号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記

1. 事件。

議案第3号歌志内市学校教職員住宅に関する条例の制定について。

議案第6号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第15号令和7年度歌志内市一般会計予算。

議案第16号令和7年度歌志内市国民健康保険特別会計予算。

議案第17号令和7年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第18号令和7年度歌志内市病院事業会計予算。

議案第19号令和7年度歌志内市下水道事業会計予算。

（令和7年3月11日付託）。

2. 審査の経過。

3月17日、18日、19日の3日間、本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3. 審査の結果。

いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） これより、議案第3号、議案第6号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号の7件について、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決することに決しました。

これより、議案第3号、議案第6号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号の7件について、一括採決いたします。

この本件に対する条例・予算等審査特別委員長の報告は、いずれも可決すべきものであります。

本件は、条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、議案第6号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号の7件は、いずれも条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

意見書案第1号

○議長（本田加津子君） 日程第5 意見書案第1号ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君）　－登壇－

意見書案第1号ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）

2019年に開催された国際労働機関（ILO）総会で、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約が日本政府も含め賛成で採択され、21年6月に同条約が発効しました。

条約は、仕事における暴力とハラスメントはディーセント・ワークと両立せず、容認できないと認めています。そして、保護すべき対象を正規や派遣、パートなどの契約上の地位にかかわらず、全ての労働者をはじめ、インターンを含めた訓練中の人、雇用が終了した人、ボランティア、求職者など幅広く定めています。また、暴力及びハラスメントの発生場所を、職場だけに狭めず、休憩・食事の場所、通勤中の行為、電子メールなどのやり取りの過程なども含むものとしています。

しかし、日本政府は現時点で条約の批准にはいたっていません。2019年の労働施策総合推進法の改定では、行為そのものの禁止や罰則が盛り込まれず、企業に相談窓口の設置などのパワーハラスメントの防止策に取り組むことを義務付けるにとどまりました。

現在、職場における暴力とハラスメントによる被害は後をたちません。厚生労働省の発表によれば、パワーハラスメントに関する相談では、2023年度に62,863件となっています。被害者救済と被害の根絶を進めるために、日本でも対策が急務となっています。

よって、国会および政府におかれては、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約を早急に批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年3月21日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣

○議長（本田加津子君）　本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君）　御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

閉会中継続審査の申し出

○議長（本田加津子君） 日程第6 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（本田加津子君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年歌志内市議会第1定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前 10時11分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 下 山 則 義